

平成30年度当初予算歳入歳出事項別明細書(地域振興部)

(単位:千円)

節	款 項 目	2款 総務費							
		うち地域振興部							2項 企画費
		1項 総務管理費	8目 私立学校振興費	15目 総合事務所費	1項 企画費	1目 企画総務費	2目 計画調査費		
1	報 酬	533,595	119,893	38,244	243	38,001	38,442		8,512
2	給 料	2,962,024	558,596				466,772	466,772	
3	職 員 手 当 等	3,953,733	282,612				236,364	236,364	
4	共 済 費	1,124,956	211,856	6,134		6,134	171,324	165,676	1,068
5	災 害 補 償 費	500							
6	恩 給 及 び 退 職 年 金	10,601							
7	賞 金	20,316	6,757						
8	報 償 費	239,616	14,357	75	70	5	3,646		1,895
9	旅 費	231,689	36,171	3,456	896	2,560	22,878	4,979	5,933
	費用弁償	20,618	4,982	376	336	40	3,570	300	1,087
	普通旅費	165,644	23,284	3,020	500	2,520	13,283	4,679	2,837
	特別旅費	45,427	7,905	60	60		6,025		2,009
10	交 際 費	2,800	300	200		200	100	100	
11	需 用 費	609,919	81,223	30,095	225	29,870	18,431	8,322	3,798
12	役 務 費	559,289	40,233	8,166	150	8,016	16,682	4,555	5,942
13	委 託 料	4,605,904	1,596,323	72,025	1,132	70,893	1,476,082		756,407
14	使用料及び賃借料	809,105	20,497	7,795	69	7,726	8,314	2,684	2,956
15	工 事 請 負 費	1,019,983	578,167				578,167		398,091
16	原 材 料 費								
17	公 有 財 産 購 入 費								
18	備 品 購 入 費	322,670	30,693	870		870	29,323		9,150
19	負担金、補助及び交付金	8,587,786	6,151,488	3,008,781	3,004,774	4,007	2,120,270	270	755,202
20	扶 助 費								
21	貸 付 金								
22	補償、補填及び賠償金	1,800							
23	償還金、利子及び割引料	170,200							
24	投 資 及 び 出 資 金								
25	積 立 金	109,211	2,246				2,246		
26	寄 付 金								
27	公 課 費	278							
28	繰 出 金								
	予 備 費								
	計	25,875,975	9,731,412	3,175,841	3,007,559	168,282	5,189,541	889,722	1,948,954
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	1,796,458	1,173,502	882,116	882,116		59,125	600	55,645
	地 方 債	1,720,000	1,008,000	313,000	309,000	4,000	695,000		496,000
	そ の 他	2,397,219	1,191,528	3,940	450	3,490	789,102		565,440
	一 般 財 源	19,962,298	6,358,382	1,976,785	1,815,993	160,792	3,646,314	889,122	831,869

平成30年度当初予算歳入歳出事項別明細書(地域振興部)

(単位:千円)

款 項 目 節		2款 総務費							
		うち地域振興部							
		2項 企画費		4項		5項		7項	
		3目	5目	市町村振興費	1目	選挙費	1目	2目	統計調査費
		交通対策費	スポーツ振興費		自治振興費	選挙管理委員会費	県政選挙費		
1	報 酬	2,194	27,736	2,194	2,194	5,105	5,083	22	35,908
2	給 料					7,652	7,652		84,172
3	職 員 手 当 等					3,854	3,854		42,394
4	共 済 費	354	4,226	360	360	3,229	3,070	159	30,809
5	災 害 補 償 費								
6	恩 給 及 び 退 職 年 金								
7	賞 金					986		986	5,771
8	報 償 費		1,751	206	206	122	72	50	10,308
9	旅 費	1,550	10,416	2,286	2,286	2,484	1,393	1,091	5,067
	費用弁償		2,183	16	16	801	611	190	219
	普通旅費	1,550	4,217	2,270	2,270	343	252	91	4,368
	特別旅費		4,016			1,340	530	810	480
10	交 際 費								
11	需 用 費	1,632	4,679	1,860	1,860	24,824	314	24,510	6,013
12	役 務 費	1,750	4,435	2,478	2,478	3,177	390	2,787	9,730
13	委 託 料	21,581	698,094	2,485	2,485	160	160		45,571
14	使用料及び賃借料	654	2,020	1,429	1,429	174	84	90	2,785
15	工 事 請 負 費		180,076						
16	原 材 料 費								
17	公 有 財 産 購 入 費								
18	備 品 購 入 費		20,673						
19	負担金、補助及び交付金	1,035,811	328,987	923,054	923,054	99,368	816	98,552	15
20	扶 助 費								
21	貸 付 金								
22	補償、補填及び賠償金								
23	償還金、利子及び割引料								
24	投 資 及 び 出 資 金								
25	積 立 金	2,246							
26	寄 付 金								
27	公 課 費								
28	繰 出 金								
	予 備 費								
	計	1,067,772	1,283,093	936,352	936,352	151,135	22,888	128,247	278,543
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金		2,880	6,610	6,610	240	240		225,411
	地 方 債		199,000						
	そ の 他	7,902	215,760	398,334	398,334	-9	6	3	143
	一 般 財 源	1,059,870	865,453	531,408	531,408	150,886	22,642	128,244	52,989

平成30年度当初予算歳入歳出事項別明細書(地域振興部)

(単位:千円)

款 項 目		2款 総務費							地域振興部 計
		うち地域振興部							
節		7項 統計調査費							
		1目 統計調査総務費	2目 基本統計費	3目 労働統計費	4目 農林水産統計費	5目 経済統計費	6目 教育調査費	7目 国勢調査費	
1	報 酬	1,286	23,312	10,415		895			119,893
2	給 料	84,172							558,596
3	職 員 手 当 等	42,394							282,612
4	共 済 費	30,186	212	174	104	133			211,856
5	災 害 補 償 費								
6	恩 給 及 び 退 職 年 金								
7	賞 金	1,922	1,309	1,080	644	816			6,757
8	報 償 費	1,028	8,733	399		148			14,357
9	旅 費	2,196	1,874	304	212	423	58		36,171
	費用弁償	12	99	94		14			4,982
	普通旅費	1,717	1,762	210	212	409	58		23,284
	特別旅費	467	13						7,905
10	交 際 費								300
11	需 用 費	3,159	2,016	205	240	295	98		81,223
12	役 務 費	2,730	3,614	1,082	716	1,421	167		40,233
13	委 託 料	2,942	33,929		5,824	2,606	165	105	1,596,323
14	使用料及び賃借料	1,154	975	198	250	142	66		20,497
15	工 事 請 負 費								578,167
16	原 材 料 費								
17	公有財産購入費								
18	備 品 購 入 費								30,693
19	負担金、補助及び交付金	15							6,151,488
20	扶 助 費								
21	貸 付 金								
22	補償、補填及び賠償金								
23	償還金、利子及び割引料								
24	投資及び出資金								
25	積 立 金								2,246
26	寄 付 金								
27	公 課 費								
28	繰 出 金								
	予 備 費								
	計	173,184	75,974	13,857	7,990	6,879	554	105	9,731,412
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	120,064	75,969	13,854	7,989	6,876	554	105	1,173,502
	地 方 債								1,008,000
	そ の 他	131	5	3	1	3			1,191,528
	一 般 財 源	52,989							6,358,382

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
8 目 私立学校振興費		
報酬	私立学校審議会委員	12 人
負担金、補助 及び交付金	私立学校協会補助金	1,770
	私立学校経営相談事業補助金	355
	私立学校教職員退職金給付財源補助金	87,786
	日本私立学校振興・共済事業団補助金	14,570
	全国私立学校審議会連合会負担金	150
	私立高等学校教育振興補助金	1,612,885
	私立中学校教育振興補助金	162,531
	私立専修学校教育振興補助金	85,755
	hyper-QU実施事業補助金	1,115
	私立高等学校等就学支援金	604,678
	私立中学校就学支援金	41,018
	私立高等学校等就学支援金事務費交付金	5,685
	私立高等学校等生徒授業料等減免補助金	20,745
	私立中学校生徒授業料等減免補助金	717
	私立学校振興資金利子補助金	6,980
	私立学校大規模修繕等促進事業補助金	41,124
	私立高等学校等改築事業補助金	268,777
	フリースクール連携推進事業補助金	7,500
	鳥取県スーパーグローバルハイスクール事業補助金	5,210
	私立学校アクティブラーニング推進事業補助金	18,240
鳥取県スーパーサイエンスハイスクール事業補助金	1,235	
鳥取県私立学校JET-ALT配置支援事業補助金	9,000	
私立高等学校等特別支援教育サポート事業補助金	3,149	
私立学校手話教育推進事業補助金	279	
私立学校働き方改革支援事業補助金	3,520	
15 目 総合事務所費		
報酬	非常勤職員	16 人
	警備員	2 人
	電気技師	1 人
	機械技師	1 人
負担金、補助 及び交付金	中部総合事務所安全運転運行管理者協議会負担金	10
	西部総合事務所安全運転運行管理者協議会負担金	99
	中部圏域みんなで地方創生事業補助金	2,000
	西部圏域みんなで地方創生事業補助金	1,898
2 項 企画費		
1 目 企画総務費		
給料	一般職員	122 人
	定数外職員	2 人
負担金、補助 及び交付金	北方領土返還要求運動鳥取県民会議運営費補助金	270

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2款 総務費		
2項 企画費		
2目 計画調査費		
報酬	非常勤職員	3 人
	非常勤職員 (監視員)	2 人
	鳥取県環境学術研究等振興事業評価委員会委員	15 人
	とっとり伝統芸能まつり出演団体選定委員	6 人
	鳥取県文化芸術活動支援補助金交付対象事業選定委員	4 人
	鳥取県美術展覧会運営委員	19 人
	鳥取県美術展覧会運営事業企画選定委員	2 人
	鳥取県ジュニア美術展覧会運営委員	9 人
	鳥取県文化芸術振興審議会委員	10 人
	鳥取県文化芸術事業評価委員	15 人
	鳥取県文化功労賞知事表彰選考委員	5 人
	米子コンベンションセンター舞台照明・舞台吊物備改修事業者選定委員	3 人
	指定管理施設運営評価委員	4 人
	負担金、補助 及び交付金	鳥取県環境学術研究等振興事業費補助金
乾燥地研究情報発信事業補助金		380
とっとり乾地研倶楽部会費		10
鳥取看護大学、鳥取短期大学と地域の発展を推進する会会費		10
公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金		516,745
新生公立鳥取環境大学運営協議会負担金		334
ものづくり道場支援事業補助金		1,080
大都市の大学と鳥取県の連携促進事業補助金		1,500
工芸・アート村推進事業補助金		9,000
アートによる地域活性化促進事業補助金		3,331
市町村連携型地域活性化拠点事業補助金		4,000
ホスピタイルプロジェクト実行委員会補助金		1,500
鳥の劇場運営委員会補助金		38,480
文化芸術地域モデル全国発信事業補助金		15,000
鳥取県総合芸術文化祭開催事業補助金		44,462
鳥取県総合芸術文化祭実行委員会事務局運営費補助金		30,445
鳥取県文化団体連合会活動支援補助金		17,513
青少年のための弦楽入門講座開催支援事業補助金		2,718
芸術・文化に親しみやすい環境整備支援事業補助金		234
学校における芸術文化事業 (芸術鑑賞教室等) 補助金		10,000
鳥取県アートスタート活動支援事業補助金		1,600
鳥取県魅力ある展示支援事業補助金		1,600
鳥取県収蔵品等調査・活用支援事業補助金		700
鳥取県文化芸術活動支援補助金		7,300
地域の伝統芸能魅力発見・発信事業補助金		366
鳥取県文化団体連合会国際交流支援事業補助金		951
ととりの文化芸術探訪事業補助金		1,500
(財) 地域創造負担金		2,413
エンジン01負担金		30

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2款 総務費		
2項 企画費		
2目 計画調査費		
負担金、補助 及び交付金	大伴家持生誕1300年記念事業実行委員会補助金	3,000
	阿野貞一生誕140周年記念事業補助金	2,000
3目 交通対策費		
報酬	非常勤職員	1人
負担金、補助 及び交付金	生活交通路線維持費補助金	246,818
	広域バス路線維持費補助金	27,107
	生活交通体系構築支援補助金	183,699
	公共交通空白地有償運送導入・運行支援補助金	3,425
	全国鉄道整備促進協議会負担金	50
	山陰本線福知山線複線電化促進期成同盟会負担金	40
	因美線・津山線近代化促進期成同盟会負担金	80
	第三セクター鉄道等府県協議会負担金	40
	若桜鉄道利用促進実行委員会負担金	251
	智頭線利用促進協議会負担金	40
	鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会負担金	2,750
	若桜鉄道新デザイン車両導入経費支援事業補助金	359
	若桜線維持存続支援事業費補助金	21,451
	米子駅バリアフリー化支援事業補助金	877
	地域公共交通再編計画策定事業・網計画推進事業補助金	10,975
	運輸事業振興助成補助金	10,564
	米子空港ターミナルビル施設拡張整備事業補助金	524,285
女性ドライバー確保支援補助金	3,000	
積立金	智頭鉄道運営助成基金積立金	2,246
5目 スポーツ振興費		
報酬	非常勤職員	3人
	スポーツ指導員	5人
	指定管理候補者審査委員	7人
	鳥取県スポーツ審議会委員	12人
	2020東京オリンピック・パラリンピック開催事業検討委員会委員	13人
	鳥取県プロスポーツチームへの県民活動応援モデル事業審査会委員	3人
	負担金、補助 及び交付金	世界で活躍するスポーツ選手支援事業補助金
	東京オリ・パラターゲット競技事業補助金	24,635
	関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会負担金	8,825
	ワールドマスターズゲームズ2021関西鳥取県実行委員会負担金	5,640
	競技力向上のための指導者の確保事業補助金	17,542
	(公財)鳥取県体育協会運営費補助金	102,959
	倉吉自転車競技場管理運営費補助金	6,875
	スポーツによる情報発信・地域おこし支援事業補助金	15,732
	鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会開催事業費補助金	2,370
	鳥取県スポーツ推進委員協議会補助金	190
	鳥取県障がい者スポーツ国際交流事業費補助金	243

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2款 総務費		
2項 企画費		
5目 スポーツ振興費		
負担金、補助及び交付金	関西マスターズスポーツフェスティバル開催府県市負担金	37
	鳥取県東京オリパラキャンプ誘致推進委員会負担金	5,000
	鳥取市東京オリパラキャンプ実施委員会負担金	600
	JOC競技別強化センター支援補助金	11,305
	ワールドカデットチャレンジ大会2018実行委員会負担金	28,608
	IFSCクライミングアジア選手権2018実行委員会負担金	14,000
	2019レーザー級世界選手権大会実行委員会負担金	12,097
	全国大会等推進費補助金	750
	都道府県対抗駅伝強化費補助金	1,600
	グラウンド・ゴルフ国際大会開催事業負担金	2,000
	グラウンド・ゴルフの聖地化等生涯スポーツ創生事業補助金	2,500
	グラウンド・ゴルフの魅力情報発信支援事業補助金	400
	鳥取方式の芝生化促進事業補助金	4,813
	鳥取方式の芝生化全国サポートネットワーク補助金	978
	クライミング普及振興推進事業補助金	4,000
	鳥取県プロスポーツチームへの県民活動応援モデル事業補助金	500
	(一社)鳥取県障がい者スポーツ協会運営事業費補助金	33,501
	聖火リレー実行委員会負担金	500
	第39回全日本マスターズ陸上競技選手権鳥取県実行委員会負担金	6,000
	鳥取マラソン支援事業負担金	7,500
	第53回全国ろうあ者体育大会補助金	1,000
4項 市町村振興費		
1目 自治振興費		
報酬	非常勤職員	1人
	個人情報保護審議会委員	5人
負担金、補助及び交付金	鳥取県市町村合併支援交付金	21,338
	鳥取県市町村創生交付金	270,000
	鳥取県市町村振興協会交付金	396,000
	鳥取県権限移譲交付金	75,568
	鳥取県日野郡連携会議負担金	41
	鳥取市の中核市移行に伴う東部4町事務委託等に係る負担金	160,107
5項 選挙費		
1目 選挙管理委員会費		
報酬	非常勤職員	1人
	委員	4人
給料	一般職員	2人
負担金、補助及び交付金	都道府県選挙管理委員会連合会負担金	211
	都道府県選挙管理委員会連合会中国支会負担金	14
	在外選挙人名簿登録事務交付金	61
	公益財団法人明るい選挙推進協会負担金	400
	実践的主権者教育支援事業補助金	130

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2 款 総務費		
5 項 選挙費		
2 目 県政選挙費		
報酬	選挙長	1 人
負担金、補助 及び交付金	市町村交付金	96,646
	候補者公営費	1,906
7 項 統計調査費		
1 目 統計調査総務費		
報酬	非常勤職員 (統計調査員)	6 人
給料	一般職員	22 人
負担金、補助 及び交付金	都道府県統計連絡協議会分担金	15
2 目 基本統計費		
報酬	非常勤職員 (統計調査員)	208 人
3 目 労働統計費		
報酬	非常勤職員 (統計調査員)	80 人
5 目 経済統計費		
報酬	非常勤職員 (統計調査員)	2 人

継続費についての前前年度未までの支出額、前年度未までの支出額又は支出額の
見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

当初

款	項	事業名	全体計画										継続費の総額 に対する 進捗率				
			年度	年割額	左の財源内訳						前年度 までの支 出(見込)	当該年度支 出予定額		当該年度未 までの支 出 予定額	翌年度以降 支出予定額		
					特定財源			その他									
					国庫支出金	地方債	一般財源	国庫支出金	地方債	一般財源							
30	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
31	8,378	7,000	1,378	8,378	7,000	1,378	8,378	8,378	8,378	8,378	8,378	8,378	8,378	8,378	8,378	0.7	
計	1,235,225	1,111,000	124,225	1,235,225	1,111,000	124,225	1,235,225	1,235,225	1,235,225	1,235,225	1,235,225	1,235,225	1,235,225	1,235,225	1,235,225	99.3	
2総務費	2 企画費	米子コンベンションセン ター舞台照明・舞台吊 物機構設備改修事業費		1,243,603	1,118,000	125,603	1,243,603	1,118,000	125,603	1,243,603	1,243,603	1,243,603	1,243,603	1,243,603	1,243,603	1,243,603	100.0

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の
見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

変更

款	項	事業名	全体計画							前年度末 までの支 出(見 込)額	当該年度支 出予定額	当該年度末 までの支出 予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の総 額に対する 進捗率					
			年度	年割額	左の財源内訳			前年度末までの 支出額							千円	千円	千円	千円	%
					特定財源		その他	一般財源											
					国庫支出金	地方債			千円										
2総務費	2 企画費	倉吉未来中心大・小 水一ル整備事業費	28	千円 14,474	千円 14,474	千円 14,474	千円 14,474	千円 14,474	千円 14,474	千円 14,474	千円 14,474	千円 14,474	3.3						
			29		125,000	28,530		153,530	153,530	153,530	153,530	153,530	34.8						
			30		169,000	103,455		272,455	272,455	272,455	272,455	272,455	272,455	61.9					
			計		440,459	294,000	146,459	440,459	440,459	440,459	440,459	440,459	440,459	100.0					

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 債 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成30年度 県政選挙費	429,116			平成31年度	429,116					429,116
平成30年度 地域バス交通等体系整備支援事業補助	364,594			平成31年度	364,594					364,594
平成30年度 若桜線維持存続事業補助	2,695			平成31年度から 平成41年度まで	2,695					2,695
平成30年度 米子空港ターミナルビル施設拡張整備事業補助	75,300			平成31年度	75,300					75,300
平成30年度 鳥取県立県民文化会館指定管理料	1,364,285			平成31年度から 平成35年度まで	1,364,285					1,364,285
平成30年度 鳥取県立童謡館指定管理料	385,957			平成31年度から 平成35年度まで	385,957					385,957
平成30年度 鳥取県立倉吉未来中心指定管理料	641,371			平成31年度から 平成35年度まで	641,371					641,371
平成30年度 鳥取県立米子コンベンションセンター指定管理料	713,930			平成31年度から 平成35年度まで	713,930					713,930

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源				一 般 財 源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成30年度 鳥取県立武道館指定管理料	337,070			平成31年度から 平成35年度まで	337,070					337,070
平成30年度 鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥 取県営鳥取屋内プール指定管理 料	330,532			平成31年度から 平成35年度まで	330,532					330,532
平成30年度 鳥取県立倉吉体育文化会館指定 管理料	252,774			平成31年度から 平成35年度まで	252,774					252,774
平成30年度 鳥取県立米子産業体育館指定管 理料	165,184			平成31年度から 平成35年度まで	165,184					165,184
平成30年度 鳥取県営ライフル射撃場指定管 理料	5,070			平成31年度から 平成35年度まで	5,070					5,070

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額			左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成28年度 若桜線維持存続事業補助	3,043	平成29年度	277	平成30年度から 平成39年度まで	2,766					2,766
平成29年度 若桜線維持存続事業補助	2,970			平成30年度から 平成40年度まで	2,970					2,970
平成25年度 私立学校振興資金利子補助	37,148	平成26年度から 平成29年度まで	18,663	平成30年度から 平成35年度まで	18,485					18,485
平成28年度 私立学校振興資金利子補助	17,423	平成29年度	2,371	平成30年度から 平成38年度まで	15,052					15,052
平成29年度 私立学校振興資金利子補助	663			平成30年度から 平成39年度まで	663					663
平成29年度 人口移動システム保守委託	2,205			平成30年度から 平成34年度まで	2,205					2,205
平成28年度 鳥取県営栗山水泳場指定管理料	280,160	平成29年度	55,632	平成30年度から 平成33年度まで	220,146					220,146
平成29年度 湖山艇庫機械警備業務委託	674			平成30年度から 平成31年度まで	178					178

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成28年度 中部総合事務所機械警備業務委託	2,370	平成29年度	565	平成30年度から 平成31年度まで	1,169				1,169
平成28年度 中部総合事務所建築物環境衛生 管理業務委託	2,586	平成29年度	674	平成30年度から 平成31年度まで	1,348				1,348
平成29年度 中部総合事務所吸収式冷温水発 生機保守点検業務委託	3,792			平成30年度から 平成32年度まで	3,792				3,792
平成29年度 中部総合事務所電話交換機等保 守点検業務委託	2,721			平成30年度から 平成32年度まで	2,721				2,721
平成28年度 西部総合事務所清掃業務委託	30,237	平成29年度	8,424	平成30年度から 平成31年度まで	16,848				16,848
平成28年度 西部総合事務所冷暖房熱源機器 設備保守点検業務委託	12,507	平成29年度	3,780	平成30年度から 平成31年度まで	7,560				7,560
平成28年度 西部総合事務所機械警備業務委 託	738	平成29年度	245	平成30年度から 平成31年度まで	490				490
平成28年度 西部総合事務所非常用自家発電 設備点検業務委託	972	平成29年度	317	平成30年度から 平成31年度まで	634				634

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成29年度 日野振興センター清掃業務委託	21,039			平成30年度から 平成32年度まで	21,039				21,039
平成29年度 日野振興センター空調機器保守 点検業務委託	3,084			平成30年度から 平成32年度まで	3,084				3,084
平成29年度 日野振興センター機械警備業務 委託	1,422			平成30年度から 平成32年度まで	1,422				1,422
平成29年度 日野振興センター吸収式冷温水 発生機保守点検業務委託	4,683			平成30年度から 平成32年度まで	4,683				4,683

条例名等

鳥取県附属機関条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由
鳥取県附属機関条例に規定する附属機関のうち、所掌事務の関連性が高い複数の機関を統合する。

2 概要

改正後		改正前	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
鳥取県美術展覧会運営委員会	鳥取県美術展覧会及び鳥取県ジュニア美術展覧会の開催要項、審査員の決定その他の運営に関する事項	鳥取県美術展覧会運営委員会	鳥取県美術展覧会(以下「県展」という。)の出品の要項、審査員の決定その他の運営に関する事項
		鳥取県ジュニア美術展覧会運営委員会	鳥取県ジュニア美術展覧会(以下「ジュニア県展」という。)の開催要項、審査員の決定その他のジュニア県展の運営に関する事項

3 施行期日

平成30年4月1日

<附属機関の見直しの概要>

県が設置する附属機関の適正な管理を図るため、全ての機関の運用状況を点検すると共に、事務の簡素効率化及び有識者等人材の有効活用の観点から、下記のとおり全庁的な見直しを実施。

(1) 運営方法の見直し

- ・ 県行政の参考とするため有識者等から意見聴取等を行うにあたり、固定的な意見集約組織である附属機関の運用ではなく、必要に応じ、有識者等個人に対してより柔軟かつ機動的に依頼を行う方式が望ましいものについて、運営方法を改めた。

(2) 定型的な機関等の包括規定化

- ・ 次の定型的な審査会については条例に包括的な規定を設け、個別機関の設置事務を省略することにより事務の簡素効率化を行った。

- [・ 補助金等の採択審査等を行うもの ・ 公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの]
- [・ 県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの]

- ・ 同一の趣旨目的により、各所属単位で設置されている次の機関については、包括的に規定するものとした。

- [・ 県機関の外部評価を行うもの ・ 指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの]

(3) 機関の整理・統廃合

- ・ 役割を終えた機関等を廃止すると共に、設置目的や所掌事務等の関連性が高い機関を統合し、一体的な運用を行うものとした。

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県美術展覧会運営委員会	鳥取県美術展覧会及び鳥取県ジュニア美術展覧会の開催要項、審査員の決定その他の運営に関する事項	鳥取県ジュニア美術展覧会運営委員会	鳥取県ジュニア美術展覧会（以下「ジュニア県展」という。）の開催要項、審査員の決定その他のジュニア県展の運営に関する事項
		鳥取県美術展覧会運営委員会	鳥取県美術展覧会（以下「県展」という。）の出品の要項、審査員の決定その他の県展の運営に関する事項
略		略	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部改正について。</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 公職選挙法の一部が改正され、都道府県知事の選挙と同様に、都道府県議会議員の選挙においても選挙運動のために使用する一定枚数のピラを頒布することができることとされ、併せて、都道府県は条例で定めるところにより、ピラの作成について無料とすることができることとされた。 この法改正をふまえ、都道府県議会議員の選挙に係るピラの作成について県費負担とするよう、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) ピラの作成についての県費負担 ア 県は、県議会議員の選挙の候補者に係る供託物が県に帰属することとならない場合限り、イの限度額の範囲内で当該候補者が無料でピラを作成することができるよう、その費用を負担するものとする。 イ 費用の負担の限度額は、候補者1人について、(3)に定めるところにより算定した金額にピラの作成枚数(16,000枚(基準枚数))を上限とする。)を乗じて得た金額とする。</p> <p>(2) 契約締結の届出 (1)アのピラの作成をしようとする者は、ピラの作成業者との間においてピラの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会規則で定めるところにより、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。</p> <p>(3) 県費の支払 県は、(2)の届出をした候補者が契約に基づきピラの作成業者(当該契約の相手方)に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたピラの1枚当たりの作成単価(7円51銭)に当該ピラの作成枚数(当該候補者からの申請に基づき選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、(1)アの要件に該当する場合に限り、当該ピラの作成業者からの請求に基づき、当該業者に対し支払う。</p> <p>(3) 施行期日等 ア 施行期日は、平成31年3月1日とする。 イ 改正後の条例が適用される選挙を定める。</p>

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例(平成6年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「ピラ」とは、法第142条第1項第3号及び第4号のピラをいう。</p> <p>3～5 略</p> <p>(県費負担)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、第9条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にピラの作成枚数(当該作成枚数が基準枚数(法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数をいう。以下この条及び第9条において同じ。))を超える場合には、当該基準枚数)を乗じて得た金額とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「ピラ」とは、法第142条第1項第3号のピラをいう。</p> <p>3～5 略</p> <p>(県費負担)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、第9条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にピラの作成枚数(当該作成枚数が基準枚数(法第142条第1項第3号に定める枚数をいう。以下この条及び第9条において同じ。))を超える場合には、当該基準枚数)を乗じて得た金額とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

条例名等

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由

鳥取県立武道館の指定管理候補者の選定方法の見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 概要

(1) 鳥取県立武道館の指定管理候補者は、公募により選定することとする。

(2) 施行期日は、公布日とする。

3 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第4条 削除</p>	<p>(指定管理者の選定の特例) <u>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立武道館の指定管理者の候補者を選定するものとする。</u></p>

条例名等

財産を減額して貸し付けること (鳥取バスターミナル用地) について

提出理由及び概要

1 提案理由

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

2. 概要

(1) 財産の内容

種類	所在地	数量
土地	鳥取市東品治町107番2ほか5筆	2,013.20平方メートル

(2) 相手方

鳥取市東品治町106番地
鳥取バスターミナル株式会社

(3) 貸付期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 貸付金額

バスターミナルの使用料収入の1割に相当する額と当該貸付に係る土地の国有資産等所在市町村交付金法 (昭和31年法律第82号) 第2条により交付すべき市町村交付金の額のいずれか高い額

(5) 理由

バス利用者及びバス交通の利便を促進するとともに、鳥取駅周辺の交通の安全確保と円滑化を図るため、当該土地を利用してバスターミナル事業を行う鳥取バスターミナル株式会社に対して、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。

条
例
名
等

財産を無償で貸し付けること（湖山池漕艇場のリギング場及び駐車場の用地）について

提
出
理
由
及
び
概
要

1 提出理由

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

2 概 要

(1) 財産の内容

種類	所在地	数 量
土地	鳥取市湖山町南五丁目727番 他 6筆	1,000平方メートル

(2) 相手方

鳥取市尚徳町116番地
鳥取市

(3) 貸付期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(4) 経 緯

平成15年6月25日から鳥取市に湖山池漕艇場リギング場及び駐車場用地として無償貸付している。

(5) 理 由

ボート競技の振興を図るため、県が整備した湖山艇庫に隣接して鳥取市が整備したリギング場（競技者の体格に合わせて艇を調整する場所）及び駐車場の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県と鳥取市との間における保健所業務等に関する事務の委託に関する規約を定める協議について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町の区域（以下「東部 4 町区域」という。）に係る保健所業務等に関する事務の一部を県が鳥取市に委託することとし、これに関する規約を定める協議をすることについて、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要 (1) 事務の委託を行う目的 鳥取市の中核市移行に伴い、鳥取市に保健所の設置が義務付けられるが、県東部圏域に県・市が別々に保健所を設置すれば、両保健所の混同に繋がる恐れや、医師・薬剤師などの専門人材、施設・資機材の確保等の重複による行政コストの増大に繋がる可能性があることから、県が東部 4 町区域に係る保健所業務等を鳥取市に委託することにより、県・市の二重行政を防ぎ、効果的・効率的な行政運営を図る。</p> <p>(2) 委託事務の範囲 東部 4 町区域に係る保健所業務等に関する次に掲げる事務の一部 (ア) 地方自治法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の規定により、鳥取市の区域において市が処理する事務に相当する事務 (イ) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 1 1 年鳥取県条例第 3 5 号）の規定により、鳥取市の区域において市が処理する事務に相当する事務 (ウ) 法令及び国が定める要綱等の規定により県が処理することとされている事務 (エ) 県がその条例、規則その他の規程、要綱等の定めるところにより処理する事務</p> <p>(3) 経費負担及び予算の執行 委託事務の管理及び執行に要する経費は、県の負担とし、県はこれを鳥取市に交付する。 経費の額及び交付の時期は、鳥取市長があらかじめ送付する委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書その他の知事が必要と認める書類に基づき、知事と鳥取市長が協議して定める。</p> <p>(4) 規約施行日 平成 3 0 年 4 月 1 日</p>

鳥取県と鳥取市との間における保健所業務等に関する事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第1条 鳥取県（以下「甲」という。）は、岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域に係る次に掲げる事務並びに鳥取市の区域に係る第3号及び第4号に掲げる事務の一部（以下「委託事務」という。）を鳥取市（以下「乙」という。）に委託する。

- （1） 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の2第1項の規定により、鳥取市の区域において乙が処理する事務に相当する事務
- （2） 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の規定により、鳥取市の区域において乙が処理する事務に相当する事務
- （3） 法令及び国が定める要綱等の規定により甲が処理することとされている事務
- （4） 甲がその条例、規則その他の規程、要綱等（以下「条例等」という。）の定めるところにより処理する事務

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、別に定めるものを除き、乙の条例等の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

- 2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）及び鳥取市長（以下「市長」という。）が協議して定める。この場合において、市長は、あらかじめ、経費の見積書その他の知事が必要と認める書類を知事に送付しなければならない。

第4条 市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、乙の事業に要する経費に合算して計上するものとする。

- 2 委託事務の管理及び執行に係る収入は、乙に帰属する。

第5条 知事は、各年度において、交付した経費の額が、現に要した経費の額を超過していると認められる場合においては、当該超過する額を翌年度における経費の額から減じて交付するものとする。

- 2 知事は、各年度において、交付した経費の額が、現に要した経費の額に満たないと認められる場合においては、当該不足する額を翌年度における経費の額に加えて交付するものとする。

（決算の場合の措置）

第6条 市長は、法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を知事に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第7条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる余剰金又は不足金の処理については、知事及び市長が協議して定めるものとする。

（条例等改正の場合の措置）

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される甲又は乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事又は市長は、あらかじめ、知事にあつては市長に、市長にあつては知事に通知しなければならない。

2. 委託事務の管理及び執行について適用される甲又は乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事又は市長は、直ちに当該条例等を知事にあつては市長に、市長にあつては知事に通知しなければならない。

(連絡調整会議)

第9条 知事及び市長は、委託事務の管理及び執行に関し、必要に応じて、連絡及び調整を行うための会議を開催するものとする。

- 2 知事及び市長は、前項の会議に岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の町長の出席を求めることができるものとする。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この規約の施行後速やかにその管理及び執行に乙の条例等が適用される委託事務について、岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域にその旨及び当該条例等を公表するものとする。
- 3 この規約の施行の際現に甲に対して行われている申請その他の行為でこの規約の施行の日以後乙が処理することとなる委託事務に係るものについては、同日以後乙に対して行われた申請その他の行為とみなす。

<p>条 例 名 称</p>	<p>公立大学法人公立鳥取環境大学定款等の一部変更について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>地方独立行政法人法の一部改正（平成30年4月1日施行（一部は平成32年4月1日施行））に伴い、公立大学法人公立鳥取環境大学定款及び新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の関係条文に所要の改正を行うもの。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公立大学法人公立鳥取環境大学定款の一部変更 地方独立行政法人法の改正により、地方独立行政法人の監事の職務及び任期に関する規定が変更されたことに伴い、公立鳥取環境大学定款について、監事の職務及び任期に関する規定を変更する。</p> <p>(2) 新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部変更 地方独立行政法人法の改正により、地方独立行政法人の設立団体の事務について、監査報告作成に関する規則を定める事務を追加する等の変更があったことに伴い、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約について、新生公立鳥取環境大学運営協議会が担任する事務に関する規定の整備を行う。</p>

公立大学法人公立鳥取環境大学定款等の一部変更について

(公立大学法人公立鳥取環境大学定款の一部変更)

第1条 公立大学法人公立鳥取環境大学定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
<p>(職務及び権限)</p> <p>第10条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 監事は、法人の業務を監査する。<u>この場合において、監事は、鳥取県及び鳥取市が協議の上定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 <u>監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</u></p> <p>9 監事は、法人が次に掲げる書類を鳥取県知事又は鳥取市長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。</p> <p><u>(1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類</u></p> <p><u>(2) その他鳥取県及び鳥取市が協議の上定める書類</u></p> <p>(理事長等への報告義務)</p> <p>第10条の2 <u>監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法、他の法令、鳥取県若しくは鳥取市の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、鳥取県知事及び鳥取市長に報告しなければならない。</u></p> <p>(役員の任期)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 監事の任期は、<u>その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(職務及び権限)</p> <p>第10条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 監事は、法人の業務を監査する。</p> <p>7 略</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 監事の任期は、<u>2年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 略</p>

(新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部変更)

第2条 新生公立鳥取環境大学運営協議会規約(平成23年鳥取県告示第752号)の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
<p>(担任する事務)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に規定する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 法第14条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項まで、<u>第19条の2第2項及び第4項</u>、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項及び第2項第1号、第26条第1項及び第3項、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第42条の2第1項、第2項、<u>第3項ただし書及び第4項</u>、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、第72条第1項、第77条の3、<u>第79条の2第1項</u>、第79条の3第1項、第2項及び第5項、第79条の4、第121条第1項並びに第122条第1項に規定する権限の行使に関する事務</p> <p>イ 法第6条第4項、<u>第13条第4項後段及び第6項第2号</u>、<u>第19条の2第4項</u>、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、第34条、<u>第40条第6項</u>、第44条第1項、<u>第46条</u>、<u>第56条の2第1号及び第2号並びに第78条の2第2項</u>に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務</p> <p>ウ 法第13条第9項、<u>第13条の2</u>、<u>第14条第5項</u>、第17条第4項、第27条第1項、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、<u>第56条の3第3項</u>、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務</p> <p>エ 法第25条第3項、第42条の2第5項、第44条第2項、<u>第78条第4項</u>、<u>第79条の2第2項</u>、第108条第2項並びに第112条第2項に規定する評価委員会への意見聴取に関する事務</p> <p>オ 法第78条の2第5項に規定する評価委員会か</p>	<p>(担任する事務)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に規定する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 法第14条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項まで、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項及び第2項第1号、第26条第1項及び第4項、<u>第31条第1項</u>、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第42条の2第1項、第2項及び第3項ただし書、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、第72条第1項、第77条の3、第79条の3第1項、第2項及び第5項、第79条の4、第121条第1項並びに第122条第1項に規定する権限の行使に関する事務</p> <p>イ 法第6条第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、<u>第28条第1項</u>、<u>第29条第1項</u>、<u>第30条第1項</u>、<u>第34条第1項及び第4項</u>、<u>第40条第7項</u>、第44条第1項並びに第46条に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務</p> <p>ウ 法第13条第5項、<u>第14条第4項</u>、第17条第4項、第27条第1項、<u>第29条第1項</u>、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務</p> <p>エ 法第22条第3項、<u>第25条第3項</u>、<u>第26条第3項</u>、<u>第31条第2項</u>、<u>第34条第3項</u>、<u>第40条第5項</u>、<u>第41条第4項</u>、第42条の2第5項及び第6項、第44条第2項、第108条第2項並びに第112条第2項に規定する評価委員会への意見聴取に関する事務</p> <p>オ 法第28条第4項(法第30条第3項において準</p>

<p>らの報告の受理に関する事務</p> <p>カ 略</p> <p>キ 法第77条の2第2項に規定する大学附属の学校の設置に関する事務</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>用する場合を含む。)に規定する評価委員会からの報告の受理に関する事務</p> <p>カ 略</p> <p>キ 法第77条の2に規定する大学附属の学校の設置に関する事務</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- この定款等は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条中新生公立鳥取環境大学運営協議会規約第4条第1項第1号アの改正規定(「第3項まで」の次に「、第19条の2第2項及び第4項」を加える部分に限る。)及び同号イの改正規定(「法第6条第4項」の次に「、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項」を加える部分のうち「、第19条の2第4項」を加える部分に限る。)は、平成32年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第1条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学定款第10条第6項、第8項及び第9項並びに第10条の2の規定は、この定款等の施行の日前に生じた事項についても適用する。

